

# 第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

## 1. 国内外の動向

### (1) 教育基本法及び学校教育法の改正

平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との条文が新たに規定されました。

その後、平成19年に学校教育法が一部改正され、障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校といった特別な場で実施されてきた「特殊教育」から、全ての幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、弾力的に教育の場を用意しながら適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への転換がなされました。

### (2) 障害者の権利に関する条約の批准

同年9月、我が国は「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」、また個人に必要な「合理的配慮」(Reasonable Accommodation)の提供や障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」等の理念を提唱する「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)に署名し、平成26年1月に同条約を批准しました。

批准に至るまでの間、政府の障害者制度改革の動きとして、障害者施策を推進するための様々な国内法整備が進められてきたところです。

#### 【参考】

- ・障害者基本法の一部改正(障害者権利条約の趣旨等を踏まえた改正)
- ・学校教育法施行令の一部改正(就学先決定の仕組みに係る改正)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の制定
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 など

### (3) 中央教育審議会 初等中等教育分科会 報告

平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下「中教審報告」という。)が出されています。

この中で、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること」などの提

言がなされました。

具体的には、就学相談・就学先決定の在り方の検討、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、そして特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備の一層の充実が求められています。

#### (4) 障害者差別解消法の施行

平成 25 年に制定された障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現に資することを目的としています。障害者基本法第 4 条には、障害を理由として差別することの禁止や、社会的障壁の除去に当たって必要かつ合理的な配慮を行うことなどが規定されていますが、このような障害者差別の禁止の基本原則を具体的に実現するための法律が障害者差別解消法であり、平成 28 年 4 月に施行されました。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」においては、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこととあります。また、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めることとあります（国、地方公共団体及び国立大学法人においては、合理的配慮が義務となっていることに留意が必要）。

以上の趣旨も十分に踏まえた上で、本市の特別支援教育の一層の推進を図っていくことが必要です。

## 2. 北九州市におけるこれまでの取組 (障害者福祉、子育て支援及び教育分野)

こうした国内外の動向と併せて、北九州市においても、障害者福祉の充実や特別支援教育の推進を図ってきました。

### (1) 保健福祉局の取組

障害者施策に係る近年の市政運営上の動きとしては、障害者基本法に基づき、平成 18 年に障害福祉分野の新たな基本計画「北九州市障害者支援計画」(平成 18～22 年度)が策定されました。平成 19 年 11 月には、同計画に障害者自立支援法の趣旨を反映させた「北九州市障害者支援計画実施計画」(平成 19～22 年度)も策定されています。

その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定といった国の法整備の動きを受けて、平成 24 年 2 月には、「北九州市障害者支援計画」(平成